

定 款

株式会社コロプラ

(平成27年12月18日改定)

定款

第1章 総則

第1条 (商号)

当会社は、株式会社コロプラと称し、英文ではCOLOPL, Inc. と表記する。

第2条 (目的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) インターネットを利用した情報処理サービス業務及び情報提供サービス
- (2) コンピューター及びその周辺機器、関連機器並びにソフトウェアの企画、開発、設計、製造、販売、賃貸、保守、管理及び輸出入
- (3) 映像、ゲーム、音楽等のデジタルコンテンツの企画、制作、製造、卸及び販売
- (4) 労働者派遣事業、有料職業紹介事業並びに人材の職業適性能力開発のための研修、指導及び教育事業
- (5) コンサルティング業務
- (6) 出版業
- (7) 酒類及び飲食品の販売及び飲食店の経営
- (8) 通信販売業
- (9) 旅行業法に基づく旅行業
- (10) 広告、宣伝に関する企画、制作及び広告代理業
- (11) 著作権、著作隣接権、意匠権、商標権、特許権等の知的財産権の売買、賃借業及び管理運用
- (12) 商品の企画、開発及び販売
- (13) キャラクター商品の企画、開発及び著作権、意匠権、商標権の管理、使用許諾、譲渡並びにこれらの仲介及び代理業
- (14) 有価証券の取得、保有、投資及び運用
- (15) スポーツ、演芸、演劇、映画その他各種の興行及びチケット販売
- (16) 音声及び映像のソフトウェアの企画、制作、製造、販売、貸与及び著作権事業
- (17) 書籍、楽譜その他の印刷物の出版及び販売
- (18) 前各号に附帯関連する一切の業務

第3条 (本店所在地)

当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

第4条 (機関)

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

第5条 (公告方法)

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株式

第6条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、450,000,000株とする。

第7条 (自己の株式の取得)

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第8条 (単元株式数)

当会社の単元株式数は、100株とする。

第9条 (単元未満株式についての権利)

当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条 (株主名簿管理人)

1. 当会社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成、これらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

第11条 (株式取扱規程)

当会社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

第12条 (株主総会の招集)

当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会はその必要があるときに随時これを招集する。

第13条 (定時株主総会の基準日)

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。

第14条 (招集権者及び議長)

1. 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第15条 (決議の方法)

1. 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。
2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

第16条 (議決権の代理行使)

1. 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第17条 (議事録)

株主総会における議事の経過の要領及びその結果その他の法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

第18条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第4章 取締役及び取締役会

第19条 (取締役の員数)

1. 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、11名以内とする。
2. 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

第20条 (取締役の選任)

1. 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

第21条（代表取締役及び役付取締役）

1. 代表取締役は、取締役会において取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定する。
2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。
3. 取締役社長に事故があるときは、他の取締役が社長の業務を代行する。

第22条（取締役の任期）

1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第23条（取締役会の招集権者及び議長）

1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集してその議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

第24条（取締役会の招集通知）

1. 取締役会の招集通知は、会日の3日前に、各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

第25条（重要な業務執行の委任）

当会社は、会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第26条（取締役会の決議の方法）

1. 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって決定する。
2. 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

第27条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるものを除くほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第28条（取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領及びその結果その他の法令で定める事項は、議事録に記載し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

第29条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。

第30条（取締役の責任免除及び責任限定）

1. 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

第31条（監査等委員会の招集通知）

1. 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開くことができる。

第32条（監査等委員会の決議方法）

監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって決定する。

第33条（常勤の監査等委員）

監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

第34条（監査等委員会規程）

監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

第35条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第36条（会計監査人の任期）

1. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第37条（会計監査人の責任免除及び責任限定）

1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 計算

第38条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。

第39条（剰余金の配当の基準日）

1. 当社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。
2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第40条（中間配当）

当社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日を基準日として中間配当をすることができる。

第41条（配当の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。